

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

58期(2004/平成16年)

現在の礎である司法修習



会員 白鳥 玲子 (58期)

前期修習の開始

58期の修習期間は前期修習3か月、実務修習1年、後期修習3か月の1年6か月で、2004年4月から開始した。前期修習は座学が中心であり、起案→採点でボコボコ→解説を聞く→わかった気になって起案→採点でボコボコのループ…ではあったが、教官のご指導と優秀なクラスの友人達に助けられ、徐々に起案も上達したように思う。学生生活のような同期との交流が楽しく、前期修習が終わり、皆が全国に散らばるときにはとても寂しい気持ちがあったのを覚えている。

実務修習

実務修習は東京だった。当初は地方修習の少人数の修習がうらやましく思ったが、それは全くの杞憂であり、東京修習でも修習先ではどこでも非常にかわいがっていただいた。

検察修習では大部屋での捜査修習、少人数に分かれた公判部での修習で生の刑事事件にはじめて触れた。司法解剖に立ち会ったことは人生観を変えた出来事だった。

弁護修習では、修習先の事務所や他の事務所の弁護士にも様々な事件を見せていただいた。中でも思い出深いのは、ビルマの難民の方の話聞いたことである。弁護士登録後、弁護団に入り、事件をいくつか担当することとなったが、ビルマの民主化を経て、2016年11月にビルマ（ミャンマー）を訪問できたことは、弁護修習での縁がなければありえなかったことである。

民事裁判修習では、山梨県での現地での検証に宿泊

付で同行させていただくことができた。裁判所内でのコアな修習以外にも昼食や懇親会という機会はもちろんのこと、テニス、卓球、ボーリングなどを一緒にした。また、当時、東京地裁の有志で実施されていたスキーツアーに我々修習生も参加させてもらった。雪国への赴任で鍛えられた裁判官のスキーの腕前に「雪国で裁判官もいいな」と、邪な気持ちで、任官に心がかなり動いたことを思い出す。宴会では「およげ裁判官」（「およげ！たいやきくん」の替え歌）を聴いたりするなど、いつもの裁判官とは違った面を見ることができた。日々の修習においても、裁判官側からの準備書面・証拠検討の技法、尋問の準備、判決起案の方法、和解に関する心得、書記官からみた弁護士業務と、今でも心に刻んでいることばかりである。

後期修習

後期修習に戻ったときには、前期修習とは異なり、起案に対する恐怖が減少し、意欲的に取り組めるようになったのを感じた。模擬裁判は「おままごと」ではなく、実務に出る直前の真剣勝負だったのをよく覚えている。

おわりに

振り返ってみると、修習で得た知識と経験は現在の仕事の礎である。また、信頼を寄せる多くの先輩・友人を得られたことで現在も公私ともに助けられている。充実した日々を送らせていただいた諸先輩方にこの場をお借りしてお礼を申し上げたい。